人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―二（用語の定義）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―二―三

人事院規則一―二（用語の定義）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―三四―八

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

第二条中「、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは矯正医官法」を「若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」に改める。

別表の八の表勤務時間法の項中「の申告」を「又は第四項の申告」に、「第六条第三項の割振りの文書等」を「第六条第三項の割振りの文書等　第六条第四項の設定及び割振りの文書等」に改め、同表矯正医官法の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の規則一―三四別表の八の表矯正医官法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、国家公務員法及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―三八―二

人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは矯正医官法」を「若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―四五―一

人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第一条中「、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は矯正医官法」を「又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―一一―六

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を次のように改正する。

第三条中「掲げる職員」の下に「（勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加える。

第十三条中「職員がその子を養育」を削り、「）のある職員が」を「）のある」と、「その子を養育」とあるのは「」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一五―一四―三一

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　矯正医官法第五条の規定に基づく勤務時間の割振り等（第三十一条の二・三十一条の三）」を「第六章　雑則（第三十二条・第三十三条）」に改める。

第二条の前の見出しを「（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）」に改め、同条中「次に掲げる職員（次条において「勤務時間法第六条第三項適用職員」という。）」を「皇宮警察学校初任科、航空保安大学校又は気象大学校の学生」に改め、同条各号を削る。

第三条第二項を削り、同条第一項中「勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定することとするほか、次の」を「次の各号に掲げる職員については、各省各庁の長が始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、当該」に、「当該各号」を「前項第三号及び当該各号」に、「でなければならない」を「となるように勤務時間法第六条第三項の規定に基づき勤務時間を割り振ることができる」に改め、同項第一号（ロを除く。）中「前条第一号から第三号までに掲げる職員」を「給与法別表第七研究職俸給表の適用を受け